

## 2 質の高い医療サービスの安定的確保の推進 1（医療体制の充実）

誰もがいつでも安心して医療サービス等が受けられ健康に暮らせるよう、医療法等に基づき病院等への監視・指導等を行うとともに、医薬品等の品質や安全性を確保するため、医薬品販売業者等に対して監視・指導等を行う。

### （1）医事監視指導（平成 8 年度開始 平成 26 年度予算：277 千円 市単独）

#### 【事業の目的・内容】

市民が適切な医療を受けられるよう、病院、診療所、助産所、施術所、歯科技工所及び衛生検査所について、医療法等に基づく各種申請等に対する許可などを行うとともに、これらの施設に対する立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
医療法、歯科技工士法、臨床検査技師等に関する法律、 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律、 柔道整復師法、死体解剖保存法、 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課地域医療グループ

《実 績》

#### ① 医療施設等数（各年度 4 月 1 日現在）

年度	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
H 2 1	32	447	299	2	350	150	109	6
H 2 2	32	443	295	4	356	160	109	8
H 2 3	31	440	293	5	364	164	108	8
H 2 4	31	435	293	5	374	174	112	8
H 2 5	31	435	295	5	381	182	116	8
H 2 6	31	430	299	5	384	195	117	8

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

#### ② 立入検査、許可・届出等件数（平成 25 年度）

	病 院	一 般 診療所	歯 科 診療所	助産所	施術所 ※1	施術所 ※2	歯 科 技工所	衛 生 検査所
立 入 検 査	31	23	5	0	22	27	1	4
開 設 許 可	0	19	3	0	—	—	—	0
変 更 許 可	32	155	4	0	—	—	—	0
使 用 許 可	13	4	0	0	—	—	—	—
開 設 届 等	0	14	5	1	18	18	3	—
変 更 届	23	111	27	0	20	26	0	3
休 廃 止 等 届	0	22	5	1	15	6	2	1

※ 1 あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師等に関する法律に基づく施術所

※ 2 柔道整復師法に基づく施術所

#### ③ 死体解剖許可件数

平成 25 年度 18 件

(2) 薬事監視指導（平成8年度開始 平成26年度予算：190千円 市単独・一部県委託金）

【事業の目的・内容】

医薬品類の適正な管理を確保し、それらに起因する健康被害の発生を未然に防止するため、医薬品販売業、毒物劇物販売業等を対象として許認可等事務処理及び立入検査を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬事法，毒物及び劇物取締法	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係業態数（各年度4月1日現在）

年度	薬局 <sup>※1</sup>	薬局医薬品製造業 <sup>※1</sup>	薬局医薬品製造販売業 <sup>※1</sup>	店舗販売業 <sup>※2</sup>	特例販売業	高度管理医療機器販売（賃貸）業 <sup>※3</sup>	管理医療機器販売（賃貸）業 <sup>※3</sup>	毒物劇物販売業	毒物劇物業務上取扱者 <sup>※4</sup>
H22	—	—	—	43	29	—	—	290	9
H23	202	30	30	51	22	—	—	295	8
H24	203	29	29	58	20	290	1,851	293	8
H25	209	27	27	67	1	279	1,862	292	8
H26	222	26	26	74	1	294	1,917	290	8

※1 H23.4.1～県からの権限移譲に基づく事務

※2 改正薬事法(H21.6.1施行)に基づく新たな業態

※3 H24.4.1～県からの権限移譲に基づく事務

※4 H21.4.1～県からの権限移譲に基づく事務

② 立入検査，許可・届出等件数（平成25年度）

	薬局	薬局医薬品製造業	薬局医薬品製造販売業	店舗販売業	特例販売業	高度管理医療機器販売（賃貸）業	管理医療機器販売（賃貸）業	毒物劇物販売業	毒物劇物業務上取扱者
立入検査	71	3	3	20	0	63	130	103	3
新規許可等	20	1	1	10	—	31	80	13	0
更新許可	24	1	1	0	0	17	—	25	—
変更届	557	1	1	189	0	154	29	12	17
休廃止等届	7	2	2	3	0	16	26	15	0

(3) 薬事関係経由事務（平成8年度開始 予算：県委託金）

【事業の目的・内容】

市内に所在する県管轄業者の事務手続きを迅速かつ適正に行うため、必要な手続きの説明や書類審査及び書類の受付を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬事法，毒物及び劇物取締法，麻薬及び向精神薬取締法，大麻取締法，覚せい剤取締法， 栃木県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬事関係（経由事務）業態数（各年度4月1日現在）

年度	薬局	卸売 販売業	薬種商 販売業	薬局医薬品 製造業	薬局医薬品 製造販売業	配置販売業
H22	199	72	26	30	30	31
H23	—※1	80	22	—※1	—※1	31
H24	—※1	83	12	—※1	—※1	29
H25	—※1	96	5	—※1	—※1	28
H26	—※1	95	5	—※1	—※1	28

年度	医療機器 販売業	麻薬 施用施設	麻薬 研究施設	麻薬卸売・ 小売業者
H22	2,119	252	8	107
H23	2,118	253	9	113
H24	2,141	247	10	117
H25	—※3	245	12	123
H26	—※3	242	15	148

※1 H23.4.1～本市へ権限移譲した事務

※2 H23.4.1～本市へ権限移譲した事務

※3 H24.4.1～本市へ権限移譲した事務

② 許可・届出等件数（平成25年度）

	卸売 販売業	薬種商 販売業	配置 販売業	毒物劇物 取扱者試験	麻薬取扱者
新規許可・届出	4	—	0	—	500
更新許可	6	0	1	—	—
変更届	59	0	0	—	212
休廃止届	7	0	0	—	478
その他	0	0	113	56	609

(4) 薬物乱用防止（平成8年度開始 平成26年度予算：421千円 一部県委託金）

【事業の目的・内容】

薬物の乱用は様々な問題を引き起こし、乱用者自身にとどまらず、周囲を巻き込み地域社会の存立をも脅かすものとなる。乱用による被害を未然に防止するため、市と関係団体で構成する薬物乱用防止連絡会議を設置して、連携協力体制による効果的な啓発活動を検討・実施するとともに、相談窓口の運営と栃木県薬物乱用防止指導員の育成指導を行うことにより、薬物乱用防止に係る正しい知識の普及啓発を行う。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
薬物乱用防止対策事業実施要綱、栃木県薬物乱用防止啓発事業 交付金取扱要領、宇都宮市薬物乱用防止連絡会議設置要領	総務課薬事グループ

《実 績》

① 薬物乱用防止連絡会議の設置運営（平成22年12月17日設置）

目的：薬物乱用防止の啓発活動を実施する関係機関及び関係団体が連携し、薬物乱用防止対策の推進を図るため設置する。

構成：一般社団法人宇都宮市薬剤師会、特定非営利法人栃木ダルク、宇都宮保護区保護司会、(社)栃木県医薬品登録販売者協会、宇都宮市青少年巡回指導員会、栃木県麻薬協会、栃木県薬物乱用防止指導員、宇都宮おおりライオンズクラブ、宇都宮中央ライオンズクラブ、宇都宮市教育委員会、宇都宮市保健所

事業：会議、薬物乱用防止出張教室、イベント等における啓発活動

ア 会議の開催

効果的な啓発活動について協議（年2回程度）

5月 薬物乱用の現状、薬物乱用防止の取り組み、平成24年度事業報告、平成25年度事業計画

3月 連絡会議設置要領の改正、平成25年度事業実施結果、平成26年度事業計画案

イ 薬物乱用防止出張教室の開催

開催日時：平成25年5月～平成26年2月

対 象：小学校6校、中学校4校（小学生370人、中学生1,301人）

実施内容：申し込み校の希望により、次のiからiiiの組み合わせにより実施

i 講 話

テーマ：薬物乱用はダメ。ゼッタイ。

講 師：栃木県薬物乱用防止指導員、学校薬剤師

ii キャラバンカー見学

iii グループ演習（ロールプレイ、発表）

ウ 栃木県薬物乱用防止指導員等による各種イベントにおける啓発活動

4月 駅東花みずきフェスタ 18名参加

5月 フェスタmy宇都宮 11名参加

7月 栃木SCホームゲーム 8名参加

9月 中・高校生を対象とした啓発活動 18名参加

11月 宇都宮市民福祉の祭典 19名参加

## ② 県委託事業の実施

### ア 薬物相談窓口事業

予防啓発の観点から、薬物に関する一般的な相談に応じる。

[相談窓口受付件数]

年度	H21	H22	H23	H24	H25
相談件数	11件	2件	5件	3件	8件

### イ 普及啓発事業

栃木県薬物乱用防止指導員※を活用した6.26ヤング街頭キャンペーンを実施する。

6月 6.26ヤング街頭キャンペーン実施 113名参加  
(オリオン通り周辺・インターパーク)

#### ※栃木県薬物乱用防止指導員制度

S57年度 県単事業として覚せい剤等乱用防止推進員200(市38名)名を設置

S63年度 国庫補助事業として400(市87)名に増員

H1年度 県央、県南、県北の3地区に覚せい剤等乱用防止推進協議会設置

H5年度 県に栃木県覚せい剤等乱用防止推進協議会、県内11保健所に栃木県覚せい剤等乱用防止推進保健所地区協議会を設置

H8年度 県広域健康福祉センター及び市保健所に地区協議会を設置(市65名)

H12年度 覚せい剤等乱用防止 ⇒ 薬物乱用防止に名称変更

H14年度 指導員数の見直し 県内400名 ⇒ 300名(市49名)

H17年度 国庫補助廃止

H20年度 指導員数の見直し 県内300名 ⇒ 299名(市67名)

H22年度 指導員数の見直し 県内300名 ⇒ 299名(市72名)

H24.3.15 栃木県薬物乱用防止指導協議会及び地区協議会解散

H24年度 指導員の委嘱条件(学校において講師ができる者)と人数の見直し  
県内125名(市32 ⇒ 31名(1名年度途中辞任))

H26年度 指導員委嘱条件(学校において講師ができる者が前提には変更はないが、活動に熱心な方も委嘱)と人数の見直し県内125名→143名  
(市31名)

### ウ 薬物乱用防止指導員育成事業(平成24年度～)

栃木県薬物乱用防止指導員の育成のため、指導員に対する講習会を実施する。

(注)平成23年度までは指導員の活動を組織化するため設置されていた栃木県薬物乱用防止指導宇都宮地区協議会の事業として実施

[栃木県薬物乱用防止指導員対象講習会等の開催]

10月 薬物乱用防止教育研修会(県教育委員会主催) 18名参加

11月 宇都宮・県西・県東合同研修会開催(宇都宮市) 37名参加

(内容)薬物乱用防止教育の進め方

(講師)神戸大学名誉教授 石川 哲也 氏

(5) 自動体外式除細動器 (AED) の普及啓発 (平成 17 年度開始

平成 26 年度予算 : 51 千円 市単独)

【事業の目的・内容】 (企画グループ)

平成 16 年 7 月 1 日から一般市民による自動体外式除細動器 (AED) の使用が認められたことから、普及啓発活動を実施する。

根 拠 法 令 等	主管課・グループ
非医療従事者による自動体外式除細動器 (AED) の使用について (平成 16 年医政発第 0701001 号)	総務課企画グループ

《実 績》

① 市有施設における AED の設置状況 (各年 3 月 31 日現在情報)

年度	H20	H21	H22	H23	H24	H25	
						設置施設数	設置台数
設置施設数	204	224	227	229	229	229	236 台

② 民間施設における AED の設置状況

調査年度	調査対象数	回答数	回答率	設置施設数	設置台数
H25	534 件	247 件	46.3%	144 件	158 台

③ AED 講習会

- (ア) 対 象 者 AED を設置している市施設の職員等
- (イ) 受講者数 平成 25 年度 8 回開催 179 人受講 (うち 1 回は部研修として実施)
- (ウ) 内 容 ・ AED の管理方法, 応急手当講習会 (中央消防署)

(6) 献血量の確保・献血事業の普及啓発 (昭和 44 年度開始 平成 26 年度予算 : 21 千円 市単独)

【事業の目的・内容】

国, 県, 採血事業者等と連携し, 献血量の確保を図るとともに, 献血についての正確な情報を伝達し, 市民の献血への理解を深めるなど献血事業の推進を図る。

根 拠 法 令 等	主管課・係
安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律 (H14.7 公布), 血液製剤の安全性の向上及び安定供給の確保を図るための基本的な方針 (H15.6 告示), 宇都宮市献血報償金交付規則	総務課薬事グループ

《実 績》

- ① 出張採血計画の策定
- ② 献血日程の広報誌への掲載 (毎月)
- ③ 献血推進運動への協力
  - 7 月 愛の血液助け合い運動
  - 8 月 チャレンジ! 400ml 献血&成分献血キャンペーン
  - 1 月 はたちの献血キャンペーン
    - ・街頭設置の大型映像装置への掲載, 広報誌への掲載, 啓発ポスターの送付など

④ 本市の献血者数（赤十字血液センター母体，献血ルームを除く）

ア 出張採血の実施回数（回）

年度	H21	H22	H23	H24	H25
出張採血回数	35	34	17	9	9

※H18までの実績には旧上河内町分，旧河内町分を含まない。

イ 実績

項目	全血献血		成分献血	総数
	200ml	400ml		
H25目標数（人）	3,264	10,696	180	14,140
H25実績数（人）	3,290	10,652	127	14,069
達成率（%）	100.8	99.6	70.6	99.5
【参考】H26目標数（人）	2,989	9,794	0	12,783

ウ 献血者数年次推移（人）

年度	全血献血		成分献血	総数
	200ml	400ml		
H21	3,496	10,030	565	14,091
H22	4,178	10,626	462	15,266
H23	3,672	11,441	338	15,451
H24	3,526	11,916	131	15,573
H25	3,290	10,652	127	14,069

エ 献血目標数達成状況（目標，実績：人 達成率：%）

年度	全血献血						成分献血			総数		
	200ml			400ml			目標	実績	達成率	目標	実績	達成率
	目標	実績	達成率	目標	実績	達成率						
H21	2,790	3,496	125.3	7,050	10,030	142.3	1,330	565	42.5	11,170	14,091	126.2
H22	2,180	4,178	191.7	10,710	10,620	99.2	375	462	123.2	13,265	15,266	115.0
H23	3,950	3,672	93.0	10,270	11,441	111.4	300	338	112.7	14,520	15,451	106.4
H24	3,675	3,526	95.9	10,555	11,916	112.9	160	131	81.9	14,390	15,573	108.2
H25	3,264	3,290	100.8	10,696	10,652	99.6	180	127	70.6	14,140	14,069	99.5

(7) 献血団体の育成（昭和60年度開始 平成26年度予算：288千円 市単独）

【事業の目的・内容】

自主的かつ組織的に献血を行う団体（献血会）の育成を図り，血液の計画的な確保を推進する。

根拠法令等	主管課・係
宇都宮市献血報償金交付規則	総務課薬事グループ

《実績》

献血会に対する献血報償金の交付

- ・ 1年間に延べ25人以上の献血を行った献血会に対して，報償金を支給する。

	H21	H22	H23	H24	H25
全団体数	42	42	43	43	41
交付要件を満たした献血会数	32	38	27	29	27
うち交付実績	32	36	27	27	26